朴委員からの質問及び回答②

資料１－３－２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕I　基本方向と推進方策　　1　人権尊重意識の高揚と啓発の充実（1）府民啓発の充実・相互理解の促進5ページ |
| 〔質問内容〕大阪府が2019年10月に、いわゆる「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」を制定し、11月に施行された。個人的には人種差別撤廃条約などで要請されているヘイトスピーチ禁止という国際基準に準じてほしいという思いはあるが、自治体の人権行政の前進として評価したい。そこでこうした人権条例ができたことで、どういう効果が期待できるのか示していただきたい。また、条例に関連して、これまでにはない施策や市町村へのサポートなどの取組を考えておられるなら教えていただきたい。 |
| 〔回答〕○府としては、ヘイトスピーチを禁止する条例を都道府県では初めて制定することにより、ヘイトスピーチは許さないものであるとの共通認識を社会に根付かせる効果があると考え、昨年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。○この効果を確かなものとするため、さまざまな機会を活用し、府民理解の促進に努めるとともに、特に社会に与える影響の大きいインターネット上の差別的書き込みに迅速に対処するため、市町村と連携して、人権擁護機関である大阪法務局に対し、プロバイダ等に削除を働きかけるよう要請していきます。〇さらに、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策の実施に当たっては、今まで以上に市町村と連絡調整を行うとともに、市町村におけるヘイトスピーチの解消に向けた取組みに協力していくこととしています。○また、昨年11月から12月にかけて「大阪府差別解消に関する有識者会議」を開催し、インターネット上の人権侵害事象への対応策について、法的観点を含め、幅広く意見交換を行いました。今後、有識者会議の意見を踏まえ、差別的な書き込みが、削除されるよう、具体的な法整備を国に働きかけてまいります。〇こうした取り組みを通じて、府民一人ひとりにヘイトスピーチを解消していく機運を醸成し、ヘイトスピーチの抑止につなげていきたいと考えています。 |